

2023年10月13日
第7回食品ロス削減推進会議

全国消費者団体連絡会

食品ロス削減の推進については、まず事業者による商慣習の見直し、在庫管理等で食品ロスを出さないように計画生産することは重要で、さらに食品ロス削減への取り組み強化を促していくことが大切です。その上で発生してしまった食品ロスについて、有効に活用する手段の一つとして、福祉的に活用していくことが社会的にも重要だと考えます。

そのような視点を踏まえて、施策パッケージ（案）の下記項目について、意見を申し上げさせていただきます。

1. 未利用食品等の提供と消費者の行動変容の促進について

(1) 食品の提供に伴って生ずる法的責任の在り方を含めた食品提供を促進するための措置の具体化

(4) 外食時の食べ残しの持ち帰りに伴って生ずる法的責任の在り方を含めて持ち帰りを促進するための措置の具体化

(5) 外食時の食べ残しの持ち帰りのルールの整備及び持ち帰りの促進に関する普及啓発（意見）

食品提供事業者、飲食店、小売店からフードバンク、子ども食堂、支援を必要とする家庭等に食材を提供する際には、食中毒等につながる食材を提供した場合の事業者責任は残すべきと考えます。免責に乗じて、事業者に逃げられないようにする必要があります。また、あくまでも適正に品質・物流管理（判別するための記録等）ができるフードバンク（登録・認証制の導入等）への提供を前提とし、「消費者への自己責任」は全面に出すべきではないと考えます。

その上で、食品提供の法的責任の在り方について、最終受益者である消費者（社会的弱者）に不利益が生じないよう、被害者への補償・救済する仕組みの導入等の検討は必要と考えます。また、諸外国での制度・先事例等も参考に、納品期限や品質基準、適切に商品や食材を扱った際の免責やガイドラインの策定等、具体的なルールを検討いただきたいと思います。

外食時の食べ残しの持ち帰り（ドギーバック等）について、食中毒や異物混入が発生しても事業者側の責任は問われなくなる等の持ち帰りに関する法的な措置を検討する際には、持ち帰りの行為を「自己責任」という言葉で一括りにせず、起こり得るリスクを回避するための具体的な注意喚起、例えば解りやすいメモやシールを添付してハザードが見える化する等、リスクの把握が誰にでもできるような対策も合わせて検討する必要があると思います。

(2) 食品ロス削減推進の観点から期限表示の設定等の調査・検討（意見）

賞味期限と消費期限の正しい理解の促進のため、賞味期限の「おいしいめやす」が消費者に浸透し、正しい理解につながるよう、引き続き取り組みを進めていただきたいと思います。また、食品ロス発生の抑制につながる食品事業者の努力による賞味期限の延長、賞味期限の大括り化、納品期限のいわゆる 1/3 ルールの緩和等の取り組みも合わせて続けていただきたいと思います。

加えて、学校教育の場でも食品ロスをなくす取組みや、期限表示の学びを取り入れて、幼少期からの周知啓発を進めるべきと思います。

(3) フードバンク団体の体制強化のための支援について

(意見)

(1)・(5)の法的に責任の在り方の検討と関連しますが、食品事故に対する保険加入等必要な仕組みづくりを進めるとありますが、一定の基準を満たす食品を寄附する場合には、寄附者が責任を問われないことが法的に認められる免責制度の検討は必要と考えます。一方で、寄附を受ける側のフードバンク等にも保険の加入を義務付ける等の措置と共に、その保険料を国が一部負担する等の助成・支援体制を同時に検討する必要があると考えます。

人間的な体制強化という点で、ボランティア等の活動層の広がりについては、コロナ禍で食の支援を受けた大学生がボランティアとして仕分け作業等に参加をしたり、企業や団体が研修の一環としてフードバンクのボランティアへ参加するという事例を聞きます。支援を必要とする家庭等に食品を届けるだけでなく、支援を次に繋げていく、恩返しではなく恩送りという視点も広がると、より良い活動になっていくのではないかと思います。

●食品ロス削減に向けた消費者の行動変更の促進について

(意見)

- ・スーパーマーケット等で買い物をする際のエシカル消費について、積極的に取り組んでほしいと思います。「見切り品」ではなく、ポジティブな声掛けや目につきやすい場所への設置、エシカルポイントのようなインセンティブを持たせる等、消費者が食品ロス削減への意識を高めるための周知・啓発活動をさらに進めていただきたいと思います。
- ・外食の場面では、宴会などの3010運動等これまでも取り組んできたことのさらなる推進と、小盛メニューの定番化、食品ロス削減のインセンティブとして例えば「食べきり」ポイントの導入、また消費者が持ち帰りの際に適切な消費行動（今日中に食べる等）を促す声かけ等を検討してほしいと思います。
- ・家庭に眠っている食品ロスについては、スーパーマーケットやショッピングモール等でのフードドライブ等、提供しやすい環境づくりが必要です。周知啓発については、スポーツ観戦やコンサート会場、イベント会場等での呼びかけは広い世代に認識される大きなきっかけとなります。食品ロスや子ども食堂への関心は高まってきているので、社会貢献の1つとしてスポンサー企業やイベンターにも協力してほしいところです。

消費者に対して、食品ロス削減の必要性、普段の暮らしの中で食品ロス削減に向けて取り組めること（食べ残しを減らす、お店での「てまえどり」、フードドライブへの協力等）をあらためて周知・啓発いただき、国民的運動にしていく必要があると考えます。その上で発生してしまった食品ロスの有効な活用手段の一つとして、国、自治体、企業、消費者、フードバンク・子ども食堂の中間事業者等の関係者が協力・連携して福祉的に活用していくことが社会的にも重要だということも合わせて伝えていただきたいと思います。

新しい食品ロス削減の政策パッケージについて

日本女子大学 小林

- 削減しなければならない（義務化） → 削減したい（権利保護）

下記、ご検討ください。

DB

- 持ち帰らなければならない → 持ち帰りたい人の権利保護
 - 飲食店が食中毒の注意喚起をしながらも、持ち帰りを断ってはならない
 - ブッフェ等の食べ放題、子ども食堂、福祉施設、社員食堂、学校給食等の集団給食も視野に入れた推進策
 - コロナ禍で普及が進んだテイクアウトと共通した容器包装リサイクルの推進。

FB

- 寄付をしなければならない → 寄付したい・されたい人の権利保護
 - 平時よりも有事に寄付したい・されたいニーズは増加
 - 民間による有事の食料無償提供システムの強化
 - 有事平時のシステム同期による強化

以上

第7回食品ロス削減推進会議 意見

2023.10.13

全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会 会長
ジャーナリスト・環境カウンセラー 崎田裕子

【食品ロス削減推進目標達成に向けた施策パッケージ(案)について】

●2030年に2000年比半減目標達成に向けて、家庭系も事業系も一層の取組みが必要であり、地域における自治体の、食品関連事業者・消費者・フードバンクなど中間利用団体等をつなぐ役割は、一層重要と考える。

会長を務める協議会は、全国自治体をつなぐネットワークであり、食品ロス削減推進法上の努力義務とされている「自治体の食品ロス削減推進計画」の策定状況を常に把握し、先進的な施策を実施する自治体の取組事例を積極的に発信し、食品ロス削減と食品廃棄物の排出抑制に努めてゆきたい。

また10月30日の食品ロス削減全国大会(第7回の今年は金沢で開催予定)や、自治体研修、家庭・小売り・外食向けキャンペーン等において、多様な主体の先進事例を共有し、地域の関心の喚起に努める。

●2025大阪・関西万博など国が主催する大規模イベント等での食品ロス削減は、大会後の社会へのレガシーとして重要と考え、積極的な取組に賛同する。

また、国が主催するだけでなく、2027横浜園芸博覧会などの国際博覧会も予定されており、その他、スポーツ団体の実施する国際大会も多く、選手・スタッフ・観客の食事や弁当などの適切な提供と食べきりも、社会へのレガシーとして重要な役割を果たすと考えられ、このような大規模イベントの主催団体が、持続可能性、特に食品ロス削減に配慮して運営することは重要と考える。

【食品の寄付や食べ残しの持ち帰りを促進するための法的措置についての検討上の論点について】

●フードバンク活用における法的責任を減免する制度の検討に当たり、寄付企業と中間利用団体双方を対象にしないと、寄付促進につながらないとの意見があり、賛同する。

例えば、食品リサイクル法では、食品廃棄物の排出、回収、再資源化、利用団体などがリサイクルループを形成した場合に、廃掃法上の減免が受けられる制度があるが、企業とフードバンクの間に連携協定などを結んだ場合に、結果の報告と共に法的な減免措置が受けられる仕組みなどの検討も期待する。

ただし、寄付を受けた食品や料理を最終利用者に提供する団体は、設立時に食品を扱う際の配慮事項を守る宣誓書を提出する、などの最低限の制度が必要ないのか、十分な検討も必要と考える。

●食べ残しの持ち帰りが進んでいない地域で外食店のヒアリングをした際、保健所の指導において、「もしも自己責任との認識でもち帰っても、何かあれば事業者の責任です」との指摘があり、現実的に持ち帰り実施は難しいとの声があった。自己責任での持ち帰りを明確にする仕組みが必要と考えるが、例えば福井県の食べきり協力店制度では、県が持ち帰り自己責任カードとポスターを配布している。外食店ではカードをテーブルに置き、食べ残しを持ち帰りたい客はこのカードを示して、持ち帰り容器を渡してもらい流れになっており、自己責任で持ち帰ることを客も店も確認する形になっている。このように明確な形で持ち帰る、またはレシートに印字するなど、ガイドラインの作成が必要と考える。

永松委員コメント

1. 食品寄贈における法的責任のあり方について

- ・製造物責任法（PL法）では、食品寄贈により問題が発生した場合は寄贈者側に損害賠償責任が問われる可能性がございます。
- ・またプライベートブランド商品の寄贈については小売業者に責任が発生するという見解が一般的であり、食品ロスを着実に削減するためにも法的責任のあり方について検討・整理をして頂きたいと考えております。
- ・食品寄贈を行う企業に対して、税制上の優遇をより拡大頂くことで、寄贈の促進につながると思われます。

2. フードバンクに関する体制について

- ・フードバンクや子ども食堂など寄贈先団体が多く、「どの団体に寄贈にするべきか」を判断するのが難しい状況でございます。寄贈者側が適切な団体を選べるように、認定制度などの仕組みを全国で整備する必要があると考えております。
- ・行政が寄贈先を紹介するなどの業務窓口になることで、寄贈者側は適切な団体を見つけやすくなり、寄贈活動がよりスムーズに進行すると考えております。フードバンク団体の体制強化の検討をお願いしたいと思います。
- ・食品事故を起こさないことが前提ではあるが、万が一の備えとして、保険加入の促進等の仕組みづくりを検討する必要もあると考えております。

3. 賞味期限の在り方について

- ・食品ロス削減をより削減していくためにも、受け取り側の判断により、消費期限内であれば賞味期限が過ぎた商品でも寄付が可能になる仕組みを検討する必要があると考えています。

第7回食品ロス削減推進会議

2023年10月13日

第7回食品ロス削減推進会議に向けての意見

認定 NPO 法人フードバンク山梨

理事長 米山 恵子

食品ロス削減推進法の施行以降、現場でのフードバンク活動を通じて特に自治体や食品関連事業者などにおいて、食品ロス削減に対する意識の高まりを感じています。

また、コロナ禍や物価高騰の影響による社会的な支援ニーズの増加を受け、国内のフードバンク団体の数も直近の5年間で2倍以上に増加しています。団体数が増加することは良いことですが、その結果、市民や企業からの食品寄贈が各団体に分散し、食品寄贈量が以前より減少している団体も見受けられます。そのような状況を踏まえ、今後フードバンク活動を介する食品ロス削減と寄贈食品の福祉的活用がさらに促進されるよう、コメントいたします。

◆食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ(案) 具体的な施策1. (1) 及び「食品の寄附や食べ残しの持ち帰りを促進するための法的措置についての検討上の論点(案)」について

食品の提供に伴って生ずる法的責任の在り方を含めた食品提供を促進するための措置を具体化するという方向性につきましては、最大限の評価をし、大きな期待も寄せています。

そのうえで、今後の検討を通して免責制度など新たな仕組みが具体化していく中で、国内フードバンク団体関係者や食品関連事業者の皆様からの理解と支持を受けながら、新たな仕組みが実用的に機能するよう、以下の点にご留意いただきますようお願いいたします。

まず、免責等の新たな仕組みを作るのであれば、フードバンク団体の事務負担が極力少なくなる仕組みを作ってください。現状でもマンパワーの不足が課題となっている状況で、新たな仕組みにおいてフードバンク団体に求められる事務負担が過大である場合、作ったものの仕組み自体が活用されない可能性があります。また、食品関連事業者の皆様に対しても同様に、免責等の新たな仕組みの中で多くの負担や条件が求められると、その煩雑さや社内合意を得る困難さから、かえってフードバンクへの食品寄贈量が減少する可能性も懸念されます。

加えて、一定の食品衛生管理の水準を満たすフードバンク団体に認証を出し、認証を受けた団体を介した食品提供の範囲内において免責制度を適用するなど、認証の仕組み作りについてもご検討をお願いいたします。認証制度は寄贈側の食品関連事業者からも、安心して製品を寄贈することができるフードバンク団体が明確になり、結果として食品寄贈の増加につながると考えています。

◆食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ(案) 具体的な施策1. (3)について

「食品取扱量・提供数の拡大に向けた活動を支援する」と記載がございますが、この点についてより一層のフードバンク団体の体制(マンパワーを含む寄贈食品の保管、運搬、配布能力)の強化をお願いいたします。

アメリカのフードバンク全体では、日本国内の食品ロス発生量を上回る739万トンの取扱量があると推計されています。これは、739万トンの食品寄贈を受け入れることができる保管、運搬、配布能力がアメリカのフードバンク団体には備わっていることを指します。フードバンクを介した食品ロス削減量をより一層増やしていくためには、入口となる市民や食品関連事業者からの寄贈促進だけでなく、受け入れ側のフードバンク団体の体制強化が不可欠です。

また経年的にフードバンク団体の取扱量を把握する仕組みも確立されていません。例えば3年に一度、定期的に国内フードバンク団体の調査を行い、取扱量や団体数の増減の把握など、現状と課題を正確に把握し政策に改善点を反映させるための調査の実施につきましても、ご検討をお願いいたします。

◆「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」に関する施策の進捗状況【30】について

関係省庁からフードバンク活動に対して、様々なご支援を積極的に実施いただきましたことについて、とても感謝しております。そのうえで、今後のさらなるフードバンク活動の発展に向けて、フードバンクへの公的支援のあり方について、改善点を述べさせていただきます。

【30】(6)未利用食品を提供するための活動の支援等に記載がある通り、補助事業等が各省庁に分散しています。結果として様々な公的支援のメニューがあるものの、フードバンク関係者が把握することが非常に困難になっており、有効に活用することができていません。

また、支援メニューが各省庁に分散した結果、長期的なフードバンク団体の成長という観点に対してそれぞれの支援メニューは整合性が低く、十分に施策の効果が得られていないと感じています。

政府として「国内フードバンク活動を介した食品ロス削減量の目標値」を示し、例えば基金の造成を行った上で各省庁に分散した支援メニューを集約し、その削減目標の達成に向けて、国内フードバンク団体のニーズに沿った補助事業を実施するなど、より積極的なフードバンク活動への支援につきましてもご検討をお願いいたします。

以上